

# 再認定審査および認定更新審査変更により、 研修会主催者（国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等）の 皆さまにご協力いただきたいこと(2026年6月更新)

- 研修時間等を確認できるよう、研修受講証明書・修了証の発行をお願いします。
- 研修受講証明書・修了証への記載内容については、以下をご確認ください。

研修受講を証明するために、研修受講証明書・  
修了証には、下記項目の記載をお願いします。

- ・研修主催者名
- ・研修名
- ・受講者氏名※
- ・受講年月日・期間
- ・研修時間数※※

※受講者氏名は手書きでも可

※※研修時間数は、コマ数（みなし時間）ではなく、実時間で  
ご記載いただけますと幸いです。

例示

研修修了証

○○ ○○○ 様

○○○○年度「研修名」を修了したこ  
とを証します。

研修時間：合計○○分

研修期間：○○○○年○月○日～○月○日  
（研修日：○○○○年○月○日）

○○年○月○日（発行日）  
公益社団法人 ○○  
会長 ○○ ○○○

公印

研修主催者名

# 専門看護師・認定看護師・認定看護管理者 認定更新審査・再認定審査における要件

2028年度～

## 専門看護師

公に向けて、筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回以上行う\*1  
ただし、以下の場合、上記と同等とみなす。  
・審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講\*2  
・大学院で専門看護師教育課程の教員を1年以上務めた場合  
・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「30時間の研修受講」を実施した場合\*1,\*2

### 【\*1：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】

#### ◆学術集会等での発表

学会の種類や発表方法は問わない。  
発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。  
発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。  
・シンポジストやパネリスト  
・研究会における発表

#### ◆論文掲載

抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。  
書籍や教科書は論文に該当しない。  
自施設内の論文掲載は認めない。

※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。

### 【\*2：研修に関する注意事項】

・国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修に限る。  
・営利団体の実施する研修は対象とならない。  
・申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。  
・大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。  
・研修受講のうち12時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。  
・研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。

## 認定看護師

審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講\*1  
ただし、以下の場合、60時間の研修受講と同等とみなす。  
・認定看護師教育課程の専任教員・主任教員を1年以上務めた場合  
・A課程認定看護師（審査対象期間内にB課程認定看護師に移行した者を含む）が特定行為研修を受講したことを証明した場合（1回に限る。特定行為区分の追加受講等については認めない）  
・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回実施した場合\*2  
・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「30時間の研修受講」を実施した場合\*1,\*2

### 【\*1：研修に関する注意事項】

・国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修に限る。  
・営利団体の実施する研修は対象とならない。  
・申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。  
・大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。  
・研修受講のうち12時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。  
・研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。

### 【\*2：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】

#### ◆学術集会等での発表

学会の種類や発表方法は問わない。  
発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。  
発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。  
・シンポジストやパネリスト  
・研究会における発表

#### ◆論文掲載

抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。  
書籍や教科書は論文に該当しない。  
自施設内の論文掲載は認めない。

※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。

## 認定看護管理者

審査対象期間（5年間）における30時間の研修受講\*1  
ただし、以下の場合、30時間の研修受講と同等とみなす。  
・認定看護管理者教育課程の専任教員を1年以上務めた場合  
・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回実施した場合\*2  
・筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「15時間の研修受講」を実施した場合\*1,\*2

### 【\*1：研修に関する注意事項】

・国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修に限る。  
・営利団体の実施する研修は対象とならない。  
・申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。  
・大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。  
・研修受講のうち6時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。  
・研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。

### 【\*2：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】

#### ◆学術集会等での発表

学会の種類や発表方法は問わない。  
発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。  
発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。  
・シンポジストやパネリスト  
・研究会における発表

#### ◆論文掲載

抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。  
書籍や教科書は論文に該当しない。  
自施設内の論文掲載は認めない。

※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。